



## 開催の趣旨等

### 【開催の趣旨】

自動車運転の業務に関しては猶予されていた時間外労働の上限規制及び自動車運転者の労働時間等の改善のための基準が改正されが**令和6年（2024年）4月1日から開始**されております。

秋田労働局は、秋田運輸支局及び秋田県トラック協会と連携し、改正労働基準法等の内容を含む労働時間に関する法制度等の周知及び理解の促進に向けた道路貨物運送事業者及び荷主に対する労働時間等説明会を開催し、自主的な取組を促進するとともに、その他の支援を行っています。

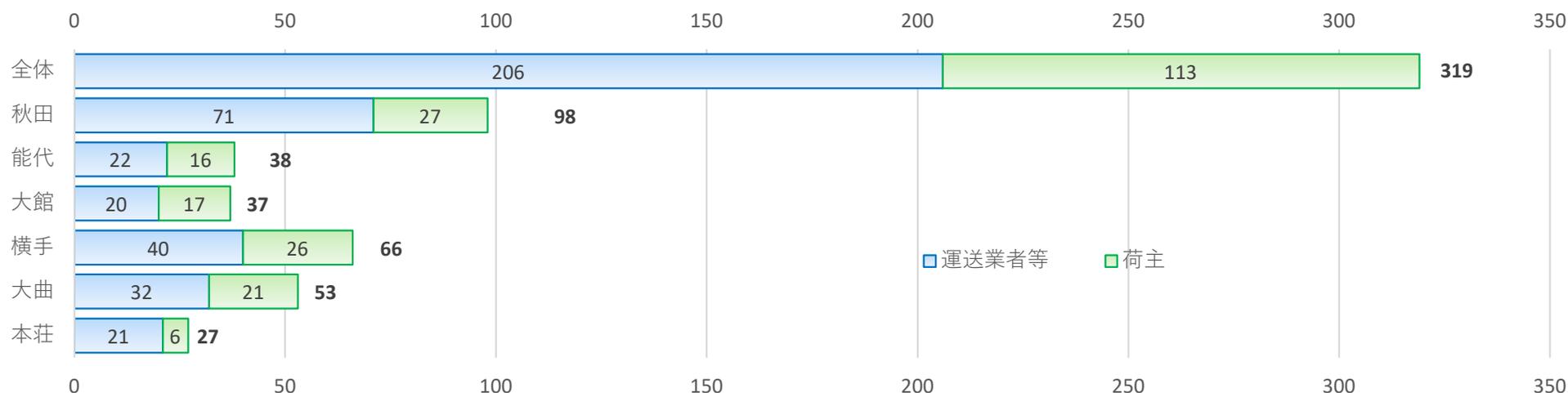
### 【説明会の内容】

- 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）の改正内容（トラック）について（労働基準監督署）
- 時間外労働の上限規制ほか改正労働基準法について（労働基準監督署）
- 物流「2024年問題」解決に向けた取り組み（東北運輸局秋田運輸支局説明）
- 陸上貨物運送業における労働災害防止について（労働基準監督署）

## 開催結果

令和6年11月に県内6か所の労働基準監督署で実施。運送事業者のほか荷主にも参加いただき、合わせて319事業場（352人）が参加した。

単位：事業場



# 労働基準監督署による荷主等への要請について（トラック）

## 労働基準監督署による要請（令和5年1月～）

- ▶ **荷主・元請運送事業者に対し、労働基準監督署から配慮を要請**  
（要請の内容）長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないよう努めること。  
運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知すること。
- ▶ 対象企業選定にあたり、**省内HPや立入調査時に収集した情報**を活用 ⇒ **国土交通省にも情報提供**

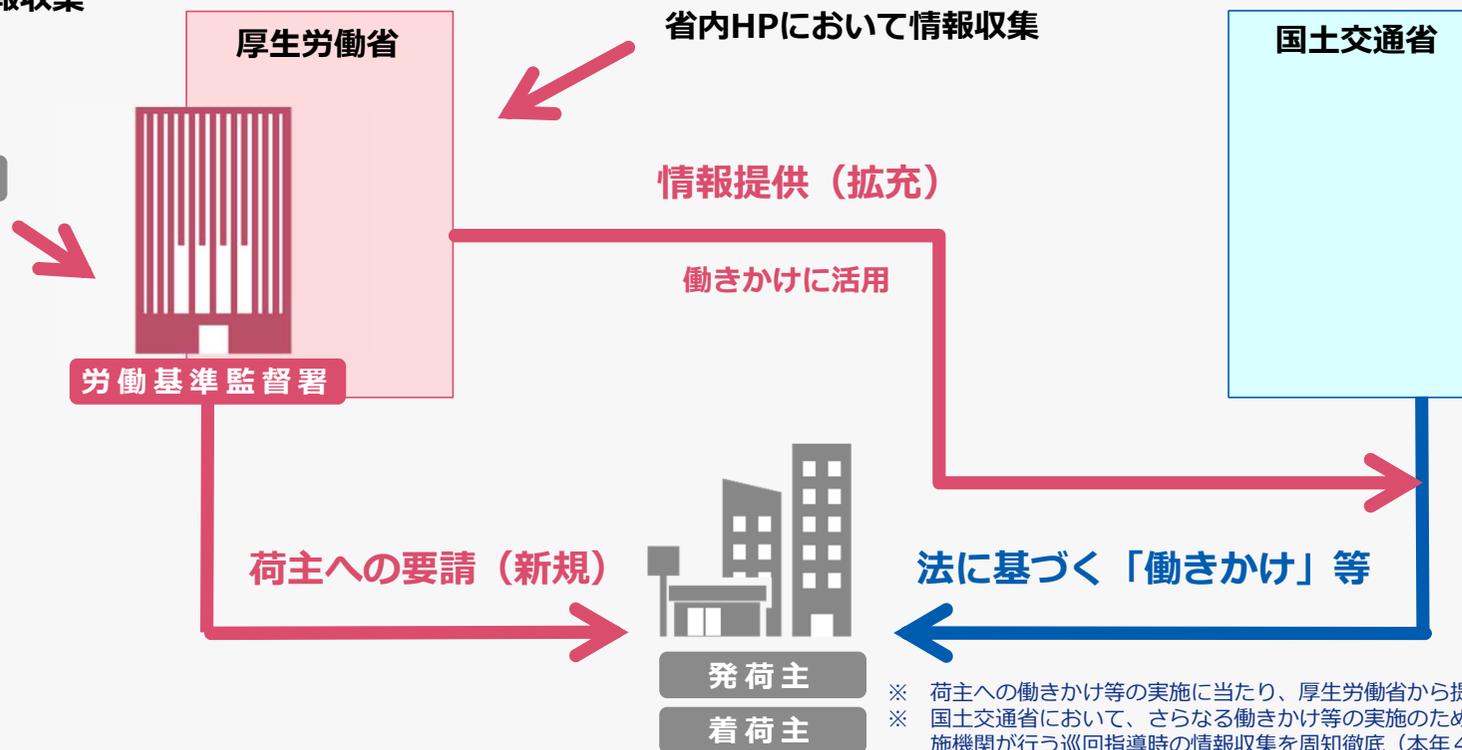
「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」の周知を実施。



### 立入調査時に情報収集



運送業者



※ 荷主への働きかけ等の実施に当たり、厚生労働省から提供された情報も活用  
※ 国土交通省において、さらなる働きかけ等の実施のため、地方適正化事業実施機関が行う巡回指導時の情報収集を周知徹底（本年4月措置済）